

（ ）内の数字は同様の指摘を受けた医療機関件数、▲は自主返還の対象となった指摘を示している。

I. 保険診療等に関する事項

1. 診療録等

（1）診療録

① 診療録の整備及び保管状況について、不備のある例が認められたので改めること。

ア 診療録が散逸しないように適切に編綴すること。（4）

② 保険医は、診療録が保険請求の根拠であることを認識し、必要な事項を十分に記載すること。（8）

③ 複数の保険医が従事する保険医療機関においては、診療の責任の所在を明確にするために、診療を担当した保険医は診療録に記載した後、署名又は記名押印すること。

④ レセプトコンピュータ等 OA 機器により作成した診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので、適切に診療録を作成すること。

ア 診療を行った保険医が署名又は記押印を行っていない。（2）

イ 手書きで加筆する場合に、加筆に必要な空行を設けず、印字横の空欄に記載している。

⑤ 診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので、適切に記載すること。

ア 行を空けた記載がある。

イ 療法・処置欄への 1 行に対し複数段の記載がある。

ウ 判読困難な記載がある。（3）

エ 欄外への記載がある。

⑥ 診療録第 1 面（療担規則様式第一号（二）の 1）の記載内容に次の例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。

ア （開始年月日、終了年月日、転帰）について記載が（ない、不十分である、不適切である、誤っている）。（7）

イ （主訴、口腔内所見）について記載が不十分である。（4）

ウ 傷病名に P、Per の略称を使用しており、病態に係る記載がない。（2）

エ 傷病名を適切に整理していない次の例が認められる。

イ 長期にわたる「疑い」の傷病名がある。

⑦ 診療録第 2 面（療担規則様式第一号（二）の 2）の記載内容に次の例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。

ア 症状、所見、診療方針について記載が不十分である。

（2）歯科技工指示書

① 歯科技工指示書に記載すべき次の内容に不備が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。

2023年度
個別指導指摘事項 ①

2023（令和 5）年度の個別指導指摘事項（歯科）は、協会が開示請求で得た関東信越厚生局長野事務所分の各医療機関に対する指導結果通知の内容を項目ごとに整理したもの。指導内容については結果通知のみからでは判断できない様々な要因があって指摘される場合が多く、指摘事項文章のみを上げて一律に医学的な是非を問うことはできない。その点に留意の上、参考資料としていただきたい。

ア 使用材料（2）

② 診療録と関係書類（歯科技工指示書及び納品書）において、局部義歯の歯数について一致しない例が認められたので、保険医療機関及び保険医により十分に照合・確認すること。

（3）歯科衛生士の業務記録

① 歯科衛生士が行った業務について、記録を作成していない例が認められたので改めること。

（4）提供文書

① 歯科疾患管理料の文書提供加算に係る提供文書の原本を診療録に添付し、写しを患者等に提供している例が認められたので、患者等に文書の原本を提供し診療録に当該文書の写しを添付すること。

2. 初・再診料

（1）初・再診料の加算

歯科診療特別対応加算

① 算定要件を満たしていない歯科診療特別対応加算を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 当該加算を算定した日の患者の状態を診療録に記載していない。▲

3. 医学管理等

（1）歯科疾患管理料

① 算定要件を満たしていない歯科疾患管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 1 回目の管理計画において、患者の歯科治療及び口腔管理を行う上で必要な基本状況、口腔の状態、必要に応じて実施した検査結果等の要点、治療方針の概要等、歯科疾患の継続的管理を行う上で必要となる情報を診療録に記載していない。▲(2)

イ 2 回目以降の歯科疾患管理料を算定した月に、当該管理に係る要点を診療録に記載していない。▲（3）

② 患者等に提供した文書の写しを診療録に添付しておらず、算定要件を満たしていない文書提供加算を算定している例が認められたので改めること。▲

③ 1 回目の管理計画において診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 基本状況

イ 口腔の状態

ウ 必要に応じて実施した検査結果

等の要点

エ 治療方針の概要等

④ 2 回目以降の歯科疾患管理料を算定した月に診療録に記載すべき管理に係る要点について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。（5）

⑤ 長期管理加算を初めて算定する場合に、診療録に記載すべき内容について、患者の治療経過及び口腔の状態を踏まえた今後の口腔管理に当たって特に留意すべき事項の要点を記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。（3）

⑥ 文書提供加算に係る提供文書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 口腔の状態

イ 必要に応じて実施した検査結果等の要点

ウ 治療方針の概要等

（2）歯科衛生実地指導料 1

① 算定要件を満たしていない歯科衛生実地指導料 1 を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 歯科衛生士に行った指示内容等の要点を診療録に記載していない。▲

② 診療録に記載すべき歯科衛生士に行った指示内容等の要点について、（画一的に記載している、記載の不十分な）例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。（6）

（3）小児口腔機能管理料

① 算定できない小児口腔機能管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 「口腔機能発達不全症に関する基本的な考え方」（令和 2 年 3 月日本歯科医学会）に示されている評価項目において、3 項目以上に該当していない。▲

（4）歯周病患者画像活用指導料

① 歯周病患者画像活用指導料は、歯周病に罹患している患者に対しプラークコントロールの動機付けを目的として、口腔内カラー写真を用いて療養上必要な指導及び説明を行うものである旨を踏まえ、適切に実施すること。（2）

（5）歯科治療時医療管理料

① 算定要件を満たしていない歯科治

療時医療管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 患者の血圧、脈拍、経皮的動脈血酸素飽和度の経時的な監視を行っていない。▲

イ 患者の全身状態の要点を診療録に記載又は添付していない。▲

② 診療録に記載すべき内容について、（画一的に記載している、記載の不十分な）例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 患者の全身状態の要点（3）

（6）診療情報連携共有料

① 算定要件を満たしていない診療情報連携共有料を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 交付した文書の写しを診療録に添付していない。▲

4. 在宅医療

（1）歯科訪問診療料

① 算定要件を満たしていない歯科訪問診療料を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 第 1 回目の歯科訪問診療の際に、当該患者の病状に基づいた訪問診療の計画の要点を診療録に記載又は当該計画書の写しを診療録に添付していない。▲

イ 歯科訪問診療の際の患者の状態等（急変時の対応の要点を含む）を診療録に記載していない。▲

② 診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 歯科訪問診療の際の患者の状態等（急変時の対応の要点を含む）

（2）歯科訪問診療移行加算

① 当該保険医療機関の外来（歯科診療を行うものに限る。）を継続的に受診していなかった患者に対して、算定できない歯科訪問診療移行加算を算定している例が認められたので改めること。▲

（3）訪問歯科衛生指導料

① 診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 歯科衛生士等に指示した内容

5. 検査

（1）歯周病検査

① 混合歯列期の患者に対して、必要性の認められない歯周基本検査を実施している例が認められたので改めること。▲

② 混合歯列期の患者に対して漫然と歯周基本検査を実施している例が認められたので、歯周組織の状態、歯年齢 7 面に続く